

●香川県告示第410号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、高松東部加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので告示する。

平成20年9月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀